

公安委員会	国家公安委員会行政文書管理	平成27年3月26日
説明資料NO. 1	規則の一部改正について	国家公安委員会会務官

1 趣旨

本年1月、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）が一部改正され、秘密文書の管理に関する規定が整備されたことに伴い、国家公安委員会行政文書管理規則（平成23年国家公安委員会規則第8号）について、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正概要

○ 秘密文書管理責任者等（第22条及び第23条）

秘密文書の管理の責に任ずる秘密文書管理責任者を設置するほか、必要な事務を行う秘密文書管理担当者を設置するもの。

○ 秘密文書の区分等（第24条、第25条及び第26条）

秘密文書の区分を定めるほか、秘密文書を秘密にしておく期間等秘密文書の取扱いを定めるもの。

○ 秘密文書管理簿（第27条）

秘密文書を管理するための簿冊を備えることとするほか、その調製方法を定めるもの。

○ 管理状況の報告（第29条）

総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、国家公安委員会に報告することを定めるもの。

3 施行日

平成27年4月1日

※ 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第10条第3項の規定に基づき内閣総理大臣との協議を経た上で施行。

1 経緯

国家公務員におけるワークライフバランス推進に向けた「働き方改革」が政府全体として要請されていることを踏まえ、警察庁として職員の勤務時間の弾力化を図るもの。

2 概要

(1) 職員の勤務時間の定め

従前、職員の勤務時間については、勤務官署の所在地により定められていたところ、内部部局に勤務する者にあつては所属長（職員を監督する地位にある者のうち、課長（課長に準ずる職を含む。）以上の職にある者をいう。以下同じ。）が、附属機関又は地方機関に勤務する職員にあつては当該機関の長が、複数の勤務時間の類型から一の勤務時間を定めることができることとする。

(2) 職員の勤務時間の変更

従前、職員の勤務時間の変更については、警察庁長官の承認が必要とされ、その変更事由も限定されていたところ、所属長が行うことができることとするとともに、事由を問わず勤務時間を変更できることとし、弾力的な勤務時間の管理を図ることとする。

3 今後の取組

○ 上記について、警察庁職員の服務に関する訓令（昭和34年警察庁訓令第4号）を改正（平成27年4月1日施行）し、各局部、附属機関、管区警察局等に改正趣旨の周知を図る。

○ 各所属において新たな勤務時間の在り方について検討し、勤務時間の弾力化を図っていく。

公安委員会
説明資料No. 3

平成27年度会計監査実施計画
について

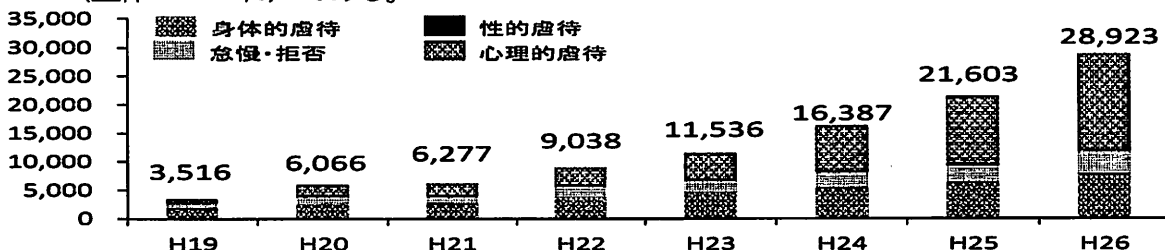
平成27年3月26日
会計課

(略)

児童虐待の検挙状況等について

1 通告児童数

- 警察から児童相談所に通告した児童数は28,923人（前年対比33.9%増）と過去最多。
- 態様別では、心理的虐待が最も多く17,158人（同39.0%増）で、全体の59.3%を占めており、そのうち、面前DV（児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力）が11,669人（全体の40.3%）である。



2 保護児童数

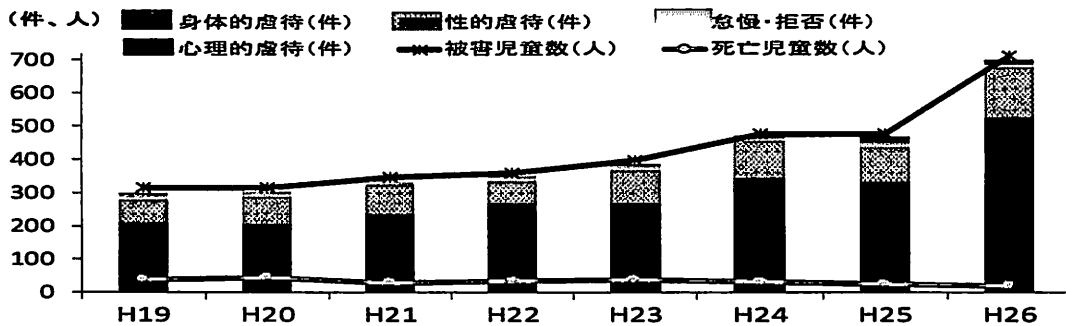
- 児童の生命・身体の安全が脅かされる危険があるなどの緊急時や夜間等には、児童の安全に十分配慮し、警察として確実に保護措置を講じている。保護児童数は2,034人（前年対比9.6%増）である。

	H24	H25	H26
保護児童(人)	1,611	1,855	2,034

(H24から統計開始)

3 児童虐待事件検挙状況

- 児童虐待事件の検挙件数は698件（前年対比49.5%増）、検挙人員は719人（同49.2%増）、検挙事件に係る被害児童数は708人（同49.1%増）であり、過去最多。
- 死亡児童数は20人（同20.0%減）であり、過去最少。



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	構成比	前年対比
検挙件数	300	304	334	352	384	472	467	698	-	231 49.5%
身体的虐待	211	205	234	270	270	344	334	526	75.4%	192 57.5%
性的虐待	69	82	91	67	96	112	103	150	21.5%	47 45.6%
怠慢・拒否	20	17	9	15	17	10	14	11	1.6%	-3 -21.4%
心理的虐待	0	0	0	0	1	6	16	11	1.6%	-5 -31.3%
検挙人員	323	316	355	385	409	486	482	719	-	237 49.2%
被害児童数	315	316	346	360	398	476	475	708	-	233 49.1%
うち死亡児童数 (構成比)	37 (11.7%)	45 (14.2%)	28 (8.1%)	33 (9.2%)	39 (9.8%)	32 (6.7%)	25 (5.3%)	20 (2.8%)	-	-5 -20.0%

※ 無理心中、出産直後の殺人及び遺棄を含まない。

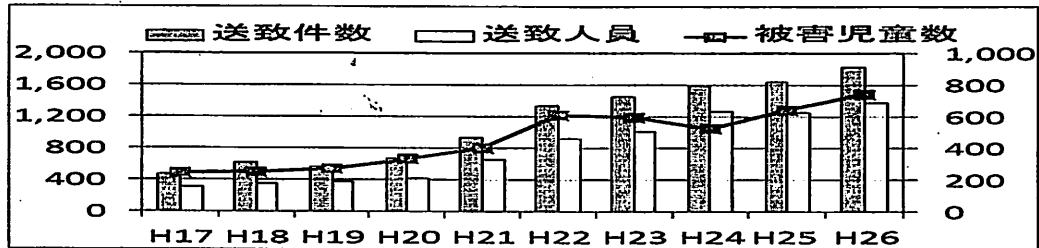
4 対策

「児童虐待防止対策等について」（平成26年12月 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議）を踏まえ、児童相談所など関係機関との連携を一層強化するとともに、児童虐待の早期発見と被害児童の早期救出・保護に向け、専門性の高い人材育成などの取組を推進する。

児童ポルノ事犯の検挙状況等について

1 送致状況

- 送致件数、送致人員及び被害児童数が過去最多。
- 昨年施行された改正児童買春・児童ポルノ法により、罰則適用となった盗撮製造は29件で、腕時計型等の特殊な録画機器の使用が約3割である。



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
送致件数	470	616	567	676	935	1,342	1,455	1,596	1,644	1,828
送致人員	312	350	377	412	650	926	1,016	1,268	1,252	1,380
被害児童数	246	253	275	338	405	614	600	531	646	746

2 被害状況

- 低年齢（小学生以下をいう。）の被害児童の約7割が強姦・強制わいせつの手段により児童ポルノを製造されている。

製造被害の手段

	低年齢被害児童	強制わいせつ	強姦	盗撮	児童福祉法 (淫行させる行為)	その他
H24	531人中73人 13.7%	48人 65.8%	6人 8.2%	8人 11.0%	9人 12.3%	0人 0.0%
H25	646人中92人 14.2%	54人 58.7%	20人 21.7%	12人 13.0%	4人 4.3%	0人 0.0%
H26	746人中138人 18.5%	82人 59.4%	22人 15.9%	15人 10.9%	13人 9.4%	2人 1.4%
増 減	46人	28人	2人	3人	9人	2人

- スマートフォンを使用して被害にあった児童数は、前年の約1.5倍に増加し、全体の約4割を占めるなど、アクセス機器の高度化や無料通話アプリ等面識のない者との交流を容易にするアプリ等の普及が影響している。

被害児童のアクセス機器手段

	合計	スマートフォン	携帯電話	PC	ネットカフェPC	ゲーム機	その他	特になし
H24	531人	54人	209人	28人	0人	5人	1人	234人
	100%	10.2%	39.4%	5.3%	0.0%	0.9%	0.2%	44.1%
H25	646人	211人	120人	28人	1人	7人	10人	269人
	100%	32.7%	18.6%	4.3%	0.2%	1.1%	1.5%	41.6%
H26	746人	313人	37人	28人	0人	11人	16人	341人
	100%	42.0%	5.0%	3.8%	0.0%	1.5%	2.1%	45.7%
増 減	100	102	-83	0	-1	4	6	72

3 今後の対策

- 盗撮製造に使用された特殊な録画機器等の販売・購入実態を把握・分析する。
- 低年齢児童ポルノ愛好者グループ等に関する情報収集の一層の強化及び被疑者の早期検挙により、被害の継続・拡大を防ぐ。
- 携帯電話事業者等への情報提供等関係機関・団体と連携して、保護者に対する啓発活動や児童に対する情報モラル教育の推進を促進する。

1 平成26年度「総合セキュリティ対策会議」について

「官民連携を通じたサイバー犯罪に対処するための人材育成等」をテーマに、産学を代表する有識者の参加を得て、計3回にわたる会議を開催し、別添のとおり報告書を取りまとめた。

2 報告書の概要

(1) サイバー犯罪捜査を取り巻く現状と課題

厳しさを増すサイバー犯罪捜査を取り巻く情勢に対応するためには、捜査指揮を主に技術面からサポートすることができる高い専門性を有した捜査員（中核捜査員）を拡充することが必要。

(2) 官民連携を通じた中核捜査員の拡充に向けた取組

産・学における先進的な人材育成等の仕組みを参考としつつ、以下の事項に取り組むことが必要。

また、それらを効果的かつ持続的なものとするためには、警察のみならず、産・学それぞれもメリットを享受できるものとすべき。

○ 実践的な資格制度の整備

- ・ 産・学や外国捜査機関等との連携を図る上で、グローバルに通用する民間資格を活用すべき。
- ・ 資格に係るスキルマップを改訂していく作業枠組みについては、産・学・官の連携による検討をベースとした形にすべき。
- ・ 資格制度の整備は、官民人事交流の円滑化や、我が国社会全体のサイバーセキュリティ水準の向上にも寄与するものと期待。

○ 実践的な研修の実施

- ・ 最新の脅威情報や捜査上の反省・教訓点をタイムリーに取り込んだ研修実施項目のカスタマイズと実際に近い形での訓練の実施をすべき。
- ・ 事例研究を官民合同で実施すれば、双方が恩恵を享受できるものと期待。

○ 官民の人事交流

- ・ 中途採用だけでなく、任期付採用職員としての受入れも検討されるべき。
- ・ 派遣者に必要なスキルについてあらかじめ取決めしておくことにより、円滑な人事交流を拡大していくことが可能になるものと期待。

3 今後の対応

本報告書を踏まえ、警察庁において、提言された取組のうち可能なものから早急に着手・実行できるよう検討を推進。

公安委員会 説明資料No. 6	南海トラフ地震発生時の 交通規制計画について	平成27年3月26日 交通規制課
--------------------	---------------------------	---------------------

1 趣旨

南海トラフ地震発生時において災害応急対策（救難・救助、消防、緊急輸送等）が的確かつ円滑に行われるようにするため、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（本年3月30日決定予定）を踏まえ、交通規制計画を定めるもの。

2 交通規制計画の概要

(1) 基本的考え方

発災直後から、緊急交通路指定予定路線について、一般車両の排除等を行うとともに、道路損壊等による通行の支障の有無を把握し、関係都府県警察・道路管理者と調整の上、緊急交通路の指定等の交通規制（災害対策基本法第76条）を実施する。

(2) 緊急交通路の指定予定路線

新東名高速道路、山陽自動車道、九州自動車道等134路線

うち、一般道路は、国道138号等4路線

(3) 緊急点検箇所

被災により通行の支障が生じていないか緊急に点検すべき橋桁等7,205か所を選定

(4) 交通検問所

警察官を配置して、一般車両を通行止めするとともに、緊急通行車両を選別して通行させるための交通検問所を638か所選定。

うち170か所では、緊急通行車両であることの確認と標章交付を実施。

3 今後の予定

- 交通規制計画に基づき、関係都府県警察において交通規制訓練を実施。
- 高速道路の新規開通等に応じ、随時計画を見直し。

公安委員会	チュニジアにおける	平成27年3月26日
説明資料No. 7	テロ事件について	国際テロリズム対策課

1 合同捜査本部による捜査

(1) 合同捜査本部の設置

3月23日、警察庁長官指示により、警視庁公安部長を本部長、埼玉県警察警備部長を副本部長とする警視庁・埼玉県警察合同捜査本部（60名体制）を設置。

(2) 適用罪名

殺人罪・殺人未遂罪を視野に、今後の捜査を通じて適用罪名を検討。

(3) 今後の捜査方針

事案の解明に向けて、関係国の協力を得ながら、以下の項目について所要の捜査を実施予定。

- 具体的な被害状況・犯行状況
- 被疑者の特定
- 犯行の組織的背景 等

2 死亡者3名の御遺体の帰国

- 3月24日、死亡者3名の御遺体が帰国。
- 帰国後、3名の御遺体について検視及び司法解剖を実施。

3 負傷者2名の帰国

- 3月25日、負傷者3名のうち2名が帰国。
- 今後、被害者の状況を踏まえつつ、事情聴取を実施予定。

4 被害者支援

被害者やその御家族の御意向を踏まえた被害者支援を継続。

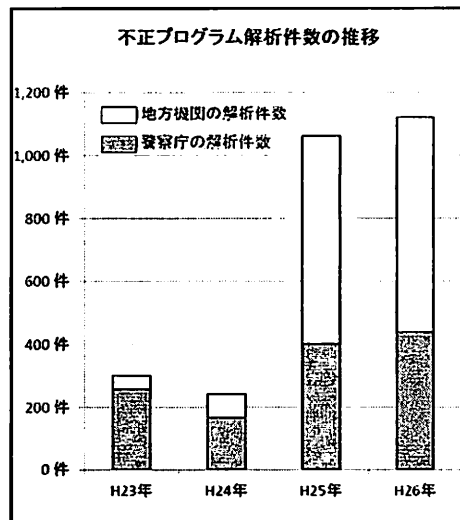
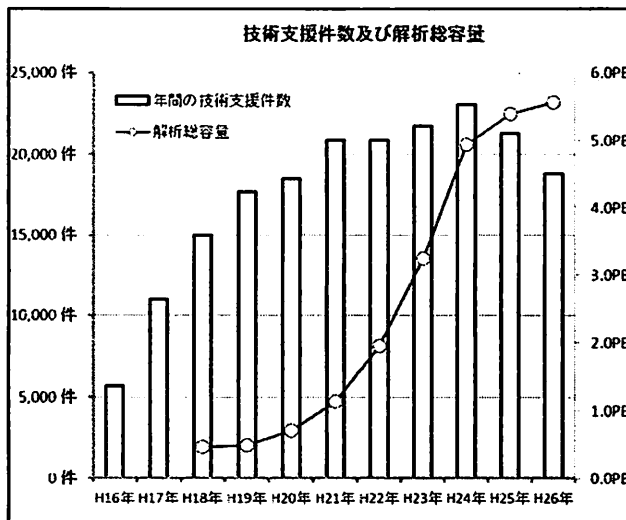
5 TRT-2の活動

チュニジアに派遣したTRT-2は、チュニジア当局からの情報収集等を継続。

公安委員会 説明資料№ 8	各府省庁対抗インシデント・ハン ドリング戦技競技会の結果について	平成27年3月26日 情報管理課
<p>1 概要</p> <p>政府は、サイバーセキュリティに関する普及啓発強化のため、3月18日をサイバーの日と定めている。今年度から新たな取組として「各府省庁対抗インシデント・ハンドリング戦技競技会」(NATIONAL 318 (CYBER) EKIDEN) (内閣官房、総務省主催)が開催された。</p> <p>2 開催概要</p> <p>(1) 開催場所・年月日</p> <p>場 所： 北陸先端科学技術大学院大学東京サテライト (品川)</p> <p>年月日： 平成27年3月18日(サイバーの日)</p> <p>(2) 参加省庁</p> <p>警察庁を含む12省庁</p> <p>3 競技概要</p> <p>設問は、実際のサイバー攻撃事案を想定し、仮想の省庁において発生した情報漏えい事案に対処するもので、情報システムの不審な挙動を端緒とし未知のウイルスを見つけるという実践的な内容であった。</p> <p>競技は、4つの区間に分けられた15の設問について、1チーム3～4人が協同して順次回答に当たるというタイムトライアル方式で実施された。</p> <p>4 警察庁チーム</p> <p>情報通信局の職員4名が参加。うち2名はCYMAT要員。</p> <p>※ CYMAT要員とは、NISCに設置された情報セキュリティ緊急支援チームCYMAT(CYber incident Mobile Assistance Team)の要員として、NISCの併任発令を受けた者。</p> <p>5 競技結果</p> <p>総合優勝： 警察庁</p>		

1 情報技術解析の実施結果

- 技術支援件数^{*1}は18,805件(前年比約12%減)
 - 電磁的記録の解析総容量は5.6ペタバイト^{*2}で過去最高(前年比約3%増)
【状況】スマホに記録された内容の確認については、警察庁開発ツールの活用ができる場合等は都道府県警察で対応可能であり、情報技術解析部門は困難なものに注力
 - 不正プログラム解析件数^{*3}は1,122件で過去最高(前年比約6%増)
【状況】・不正送金事案に係る不正プログラムの新種・亜種が複数出現
・検出等を阻害する機能が高度化した不正プログラムの増加で解析が困難化
- ※1：都道府県(方面)情報技術解析課が実施した解析要請(鑑定囑託含む)及び派遣要請の件数
 ※2：1ペタバイトは、約1,000,000,000,000,000バイト
 ※3：解析には不正プログラムの有無の確認や抽出を含み、解析件数には解析中のものを含む。



2 高度な解析の事例

- バージョンアップにより従来手法では対応できなくなったスマホアプリの解析について、解析手法を開発しデータを抽出・可視化
- 回路基板の不良で動作しないハードディスクを修復しデータを抽出

3 当面の推進事項

- 多様化・複雑化するスマートフォン及びアプリの解析手法の開発等高度情報技術解析センターを中核とする解析技術の高度化
- 訓練環境を活用した実践的訓練による全国の情報技術解析部門職員個々の解析力の強化
- 国内外の学術機関への派遣等による解析技術・ノウハウの収集